

議案第 5 9 号

大山駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 2 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

大山駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大山駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和 3 年板橋区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 拠点地区 a の項、拠点地区 b の項、商業地区 a の項及び商業地区 b の項を次のように改める。

拠点地区 a	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 6 項各号に定める店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの	—
拠点地区 b	2 風営法第 2 条第 9 項に定める店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの 3 風営法第 2 条第 1 1 項に定める特定遊興飲食店営業の用途に供するもの	—
拠点地区 c	4 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所 5 ぱちんこ屋。ただし、この地区計画の決定の告示日において、現に使用されている建築物の敷地で当該用途に供するものについては、適用しない。	—
拠点地区 d		—

	6 地区計画の計画図 3 の凡例の建築物等の地上 1 階部分の用途の制限により示す道路に面する建築物の敷地において、当該建築物の地上 1 階部分のうち当該道路に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍若しくは下宿（これらに付属する自動車車庫を含む。）又は倉庫業を営む倉庫の用途に供するもの。ただし、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿への出入口、階段、エレベーターその他これらに類するものに供する部分を除く。	
商業地区 a		45メートル
商業地区 b		40メートル

付 則

この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大山駅西地区地区計画の変更に伴い、計画地区の区分を加える必要がある。